

災害時における応急対策活動に関する協定書(し尿等)

仙台市（以下「甲」という。）及び株式会社宮城公害処理（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。
(目的)

第1条 この協定は、自然災害、大規模事故等により、住民の生命、身体及び財産に重大な障害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時」という。）に必要なし尿等の収集運搬その他の活動について必要な事項を定めることにより、甲及び乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「し尿」とは、通常収集を行うもの以外で、指定避難所並びに補助避難所等に設置した仮設トイレから発生するものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときは、文書により乙に協力を要請する。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請できるものとし、要請後速やかに文書で通知する。

2 乙は、甲の要請があった場合、地域貢献を基本的な精神とし、他の業務に優先して甲に協力する。

3 甲は、協力を要請するにあたり、乙が協力をするために必要な情報を提供する。
(応急対策活動の内容)

第4条 乙は、前条の甲の要請により次に掲げる活動（以下「応急対策活動」という。）を行う。

- ① 災害時に必要なし尿等の収集運搬
- ② 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める活動
- ③ 応急対策活動は、仙台市職員の指示に従い、これを行う。
- ④ 仙台市域以外における災害時において、前条第1項の要請があったときは、乙は仙台市域外においても応急対策活動を行う。

（活動時の留意事項）

第5条 乙は、応急対策活動を行う場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと
- ② 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること
- ③ 関係法令等を遵守するとともに、ごみの分別及び資源化に努めること
(活動の報告)

第6条 乙は、応急対策活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、当該活動を終了した後に報告書を提出しなければならない。

（経費負担）

第7条 乙の応急対策活動に要する経費は、甲が負担するものとする。
2 応急対策活動経費の額は、該当応急対策活動の内容に応じ、甲の積算基準等に従い算出した額を基準に、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 乙が、応急対策活動の実施するに当たり第三者に損害を加えた場合は、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

（協定の有効期間及び更新）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から文書によってこの協定を更新しない旨の通知がない場合は、この協定の有効期間は、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、そのつど、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年6月1日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市

代表者 仙台市長 奥山 恵美子



乙

仙台市青葉区下波字市坂中65番地の2

株式会社宮城公害処理

代表取締役

TEL 022-394-4035 FAX 022-394-2162

